

公布された規則のあらまし

◇租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

租税特別措置法施行令の改正等に伴い、必要な改正を行いました。（第1条～第3条、第11条、別表第1、別表第2の2、別表第2の3、別表第2の5、様式第2号、様式第3号、様式第6号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。